



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 公安委員会規則

*1 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

○ 告示

173 平成21年度地籍調査事業計画の一部変更
(地域づくり課)

174 平成11年和歌山県告示第328号(騒音に係る環境基準の類型指定)の廃止
(環境管理課)

*175 騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準
(")

*176 " (")

*177 昭和49年和歌山県告示第408号(悪臭物質の排出を規制する地域)の廃止
(")

*178 平成8年和歌山県告示第641号(昭和43年厚生省建設省告示第1号の別表第1号に規定する区域の指定)の一部改正
(")

*179 平成12年総理府令第15号備考の規定に基づく区域の指定
(")

*180 平成8年和歌山県告示第644号(振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の指定)の一部改正
(")

*181 平成8年和歌山県告示第645号(振動規制法施行規則別表第2の備考第1項及び第2項に規定する区域及び時間の指定)の一部改正
(")

182 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請
(県民生活課)

183 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定
(障害福祉課)

184 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退
(")

185 木材業者等の登録
(林業振興課)

186 木材業者等の登録の変更
(")

187 保安林の指定予定の通知
(森林整備課)

188 道路の供用開始
(道路保全課)

189 都市計画事業の認可
(都市政策課)

190 平成22年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施
(建築住宅課)

191 港湾施設の公示
(港湾空港振興課)

○ 公告

海区における区画漁業の免許
(資源管理課)

○ 諸報

紀の川河口大橋有料道路の料金の額の変更
(和歌山県道路公社)

○ 正誤

平成22年2月19日付け和歌山県報第2135号和歌山県告示第142号中

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第1号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月2日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県和歌山北警察署の部御膳松交番(和歌山市湊)の項中「和歌山市湊」を「和歌山市北島」に改める。

別表第2和歌山県橋本警察署の項中

岸上検問所

橋本市野

岸上
御幸

検問所

橋本市野

辻検察官連絡所

橋本市御幸辻

に改める。

附 則

この規則は、平成22年3月15日から施行する。ただし、別表第2和歌山県橋本警察署の項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告 示

和歌山県告示第173号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成21年度地籍調査事業計画（平成21年和歌山県告示第461号）の一部を、次のとおり変更した。

平成22年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

項 目		変 更 前	変 更 後
調査地域	郡 市 名	和歌山市	和歌山市
	町 村 名		
	調査地域名	平井の一部 江南の一部 仁井辺の一部 薬勝寺の一部 本渡の一部 小瀬田の一部 吹上1丁目 吹上2丁目	平井の一部 江南の一部 仁井辺の一部 薬勝寺の一部 本渡の一部 小瀬田の一部 吹上1丁目 吹上2丁目 井戸の一部 相坂の一部 馬場の一部

和歌山県告示第174号

平成11年和歌山県告示第328号（騒音に係る環境基準の類型指定）は、平成22年3月31日限り、廃止する。

平成22年3月2日

和歌山県告示第175号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき、当該地域に所在する特定工場等において発生する騒音の規制基準を次の2のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

なお、平成8年和歌山県告示第640号（騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準）は、平成22年3月31日限り、廃止する。

平成22年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 騒音指定地域

有田川町及び白浜町の区域のうち別図1及び別図2に示す第一種、第二種、第三種及び第四種の区域に区分された地域とする。

「別図1及び別図2」は、省略し、その関係図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び関係役場に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、次の表に掲げる区域をいう。

町 名	図面番号	区 域 の 区 分			
		第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
有田川町	別図1		第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	近隣商業地域 準工業地域	
白浜町	別図2	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	商業地域 準工業地域	

備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域をいう。

2 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
		午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後8時まで	午後8時から 午後10時まで
第一種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第四種区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

1 測定点は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。

2 第二種区域、第三種区域又は第四種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

和歌山県告示第176号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき、当該地域に所在する特定工場等において発生する振動の規制基準を次の2のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

なお、平成8年和歌山県告示第643号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準）は、平成22年3月31日限り、廃止する。

平成22年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 振動指定地域

有田川町及び白浜町の区域のうち別図1及び別図2に示す第一種及び第二種の区域に区分された地域とする。

「別図1及び別図2」は、省略し、その関係図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び関係役場に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、第一種区域及び第二種区域とは、次の表に掲げる区域をいう。

町 名	図面番号	区 域 の 区 分	
		第 一 種 区 域	第 二 種 区 域
有田川町	別図1	第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	近隣商業地域 準工業地域
白浜町	別図2	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	商業地域 準工業地域

備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域をいう。

2 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域 の区分	時間の 区分	昼間	夜間
			午前8時から 午後8時まで
第一種区域		60デシベル	55デシベル
第二種区域		65デシベル	60デシベル

備考

1 測定点は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。

2 この表において、第一種区域（夜間を除く。）又は第二種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

和歌山県告示第177号

昭和49年和歌山県告示第408号（悪臭物質の排出を規制する地域）は、平成22年3月31日限り、廃止する。

平成22年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第178号

平成8年和歌山県告示第641号（昭和43年厚生省建設省告示第1号の別表第1号に規定する区域の指定）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「平成8年和歌山県告示第640号」を「平成22年和歌山県告示第175号」に改める。

和歌山県告示第179号

平成12年総理府令第15号（騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令）備考の規定に基づく知事が指定する区域を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

なお、平成12年和歌山県告示第281号（平成12年総理府令第15号備考の規定に基づく区域の指定）は、平成22年3月31日限り、廃止する。

平成22年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域の指定

有田川町及び白浜町の区域のうち別図1及び別図2に示すa、b及びcの区域に区分された地域とする。

「別図1及び別図2」は、省略し、その関係図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び関係役場に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、a区域、b区域及びc区域とは、次の表に掲げる区域をいう。

町 名	図面番号	区 域 の 区 分		
		a 区 域	b 区 域	c 区 域
有田川町	別図 1	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域	近隣商業地域 準工業地域
白浜町	別図 2	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域	商業地域 準工業地域

備考

- この表において、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域をいう。
- 幹線交通を担う道路とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

和歌山県告示第180号

平成8年和歌山県告示第644号（振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の指定）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「平成8年和歌山県告示第643号」を「平成22年和歌山県告示第176号」に改める。

和歌山県告示第176号」に改める。

和歌山県告示第182号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年4月19日まで縦覧に供する。

平成22年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第181号

平成8年和歌山県告示第645号（振動規制法施行規則別表第2の備考第1項及び第2項に規定する区域及び時間の指定）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「平成8年和歌山県告示第643号」を「平成22年和

1 申請年月日

平成22年2月17日

2 名称

特定非営利活動法人まち

<p>3 代表者の氏名 瀧口秀光</p> <p>4 主たる事務所の所在地 和歌山県和歌山市栄谷426番地の17</p> <p>5 定款に記載された目的 この法人は、人権、福祉、子育て、環境保護を基調に、住民の自己実現と地域福祉の確立に向け、地域住民に対しまちづくり運動を推進していくことを目的とする。</p>	<p>和歌山県告示第183号</p> <p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成22年3月2日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p>
--	---

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
オードラッグメッサ 岩出西薬局	岩出市中黒641-1	-	松尾美枝	平成 22.3.1

<p>和歌山県告示第184号</p> <p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）において、同法第65条の規定により次のとおり指定の</p>	<p>辞退があったので、同法第69条第3号に基づき公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成22年3月2日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p>
--	--

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
国保古座川病院	東牟婁郡串本町古座1035番地	腎臓に関する医療	坂東憲生	平成 22.1.1

<p>和歌山県告示第185号</p> <p>和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材</p>	<p>業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。</p> <p style="text-align: center;">平成22年3月2日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p>
---	--

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登録年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の 名称及び所在地
	1002		平成21年12月1日	和歌山市湊御殿1丁目1	宮坂木材産業株式会社 代表取締役 宮坂雅博	製材	和歌山市湊御殿1丁目1
2001			平成21年12月16日	橋本市東家2丁目3番22号	池田清古建具 池田秀孝	木材	橋本市東家2丁目3番22号
4027	4019		平成21年12月17日	有田郡有田川町天満726	天満木材 高垣昌弘	木材・製材	有田郡有田川町天満726
6010			平成21年12月25日	西牟婁郡白浜町日置980番地の1	大辺路森林組合 代表理事組合長 多屋平彦	木材	西牟婁郡白浜町日置980番地の1

<p>和歌山県告示第186号</p> <p>和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条各号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。</p>	<p style="text-align: center;">平成22年3月2日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p>
--	---

登録者の 氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
宮本木材洋瓦工業株式会社	名称	株式会社宮本木材	宮本木材洋瓦工業株式会社	平成21年12月2日
中津村森林組合	代表者の氏名	代表理事組合長 高尾淳生	代表理事組合長 龍田伸崇	平成22年1月6日

和歌山県告示第187号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町大瀬字政木315
（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字政木315（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第188号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 泉佐野岩出線

供用開始の区間 岩出市押川字風吹牛瓜原458番2地先から同市根来字洞尾2276番5地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日 平成22年3月3日15時

和歌山県告示第189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成22年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

和歌山市

2 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業3・2・5号 松島本渡線

3 事業施行期間

平成22年3月2日から平成28年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

和歌山市津秦字奥ノ畑、津秦字青田、津秦字稲城、津秦字師匠田、津秦字蓼原及び神前字曾根田地内

使用の部分

なし

和歌山県告示第190号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成22年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、当該試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、和歌山県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成22年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験日及び時間

(1) 「学科の試験」

ア 二級建築士

平成22年7月4日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 木造建築士

平成22年7月25日（日）午前10時から午後5時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

ア 二級建築士

平成22年9月12日（日）午前11時30分から午後4時まで

イ 木造建築士

平成22年10月10日（日）午前11時30分から午後4時まで

2 試験場

(1) 「学科の試験」

和歌山県立和歌山工業高等学校 和歌山市西浜3-6-1

(2) 「設計製図の試験」

和歌山大学 和歌山市栄谷930

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び時間

(ア) 期間 平成22年4月1日(木)から同月7日(水)まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaeic.jp/>) において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書の受付場所及び受付期間

(ア) 社団法人和歌山県建築士会

a 受付場所 和歌山市ト半町38 和歌山県建築士会館内

b 受付期間 平成22年4月12日(月)から同月16日(金)までの午前10時から午後4時まで

(イ) 社団法人和歌山県建築士会田辺支部

a 受付場所 田辺市朝日ヶ丘15-14 田辺建築センター内

b 受付期間 平成22年4月12日(月)及び同月13日(火)の午前10時から午後4時まで

(ウ) 社団法人和歌山県建築士会新宮支部

a 受付場所 新宮市馬町1-1-4 烏藤一級建築設計事務所内

b 受付期間 平成22年4月12日(月)及び同月13日(火)の午前10時から午後4時まで

イ 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成20年又は平成21年の試験の学科の試験(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行う。

ウ 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、原則としてアの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行

う。ただし、やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、ア(ア)のみで受け付けるものとし、受付期間の最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し、所要の郵便切手をはった受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成22年12月2日(木)(予定)

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士は平成22年8月24日(火)(予定)に、木造建築士は平成22年9月7日(火)(予定)に通知する。

5 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

6 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、平成22年6月9日(水)ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

和歌山県告示第191号

県が管理する港湾施設を、港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成22年3月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

日高港港湾施設

種類	名称	位置	数量
防波堤	塩屋地区防波堤(A)	御坊市塩屋町北塩屋地先	460.0メートル
防波堤	塩屋第一北防波堤	御坊市塩屋町北塩屋地先	170.0メートル
防波堤	塩屋第二北防波堤	御坊市塩屋町北塩屋地先	60.0メートル
防砂堤	塩屋砂止堤	御坊市塩屋町北塩屋地先	154.76メートル

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び日高振興局建設部に備え付ける。

公 告

公 告

平成22年2月22日和歌山海区における区画漁業を次のと

おり免許した。
平成22年3月2日
和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁場計画の公示の際の公示番号 平成22年和歌山県告示第14号

免許番号	漁場の位置及び区域	漁業種類	漁業名称	漁業時期	存続期間	制限又は条件	漁業権者	
							住所	氏名
和特区第757号	東牟婁郡串本町須江地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成22年2月22日から平成25年8月31日まで	この区域内に106,656㎡を超えて生簀を敷設してはならない。	和歌山県東牟婁郡串本町串本1884	和歌山県東牟婁郡串本町串本1884 和歌山県漁業協同組合

諸 報

和歌山県道路公社公告

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、紀の川河口大橋有料道路の料金の額を次

のとおり変更しますので、同法第25条第1項の規定に基づき公告します。

平成22年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

料金の額

(通行1台1回につき 単位：円)

車種	普通車	大型車（Ⅰ）	大型車（Ⅱ）	軽車両等
料金	100	150	350	10

注

- 1 自動車等の種類については、別表のとおりとする。
- 2 回数券の割引率は、2割以内とする。ただし、道路交通の適正な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法第9条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、特別措置として回数券の割引率を3割とする。
- 3 障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち乗車設備と荷台に仕切がないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを越えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。）。ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名

称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの、外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

(2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三の1(1)の規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者、その親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者、その親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業所用の自動車を除く。

障 害 者 の 区 分		障 害 の 程 度
視 覚 障 害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴 覚 障 害		2級及び3級
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	1級、2級の1及び2級の2
	下 肢 不 自 由	1級、2級及び3級の1
	体 幹 不 自 由	1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 1級及び2級(上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。) 移動機能障害 1級から3級までの各級(下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
心 臓 機 能 障 害		1級から4級までの各級
じん 臓 機 能 障 害		1級から4級までの各級
呼 吸 器 機 能 障 害		1級から4級までの各級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級から3級までの各級
小 腸 機 能 障 害		1級から4級までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級までの各級
肝 臓 機 能 障 害		1級から4級までの各級

4 実施年月日 平成22年4月1日

別表

自動車等の種類

車種 区分	自動車等の種類	摘 要
普 通 車	イ 軽自動車	道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。)第 3 条に規定する軽自動車をいう。
	ロ 小型二輪自動車	法第 3 条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車であるものをいう。
	ハ 小型特殊自動車	法第 3 条に規定する小型特殊自動車をいう。
	ニ 小型自動車	法第 3 条に規定する小型自動車のうち、ロに該当しないものをいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が 10 人以下のものをいう。
	ホ 普通乗用自動車	法第 3 条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもののうち、乗車定員が 10 人以下のものをいう。
	ヘ 普通貨物自動車 (車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満のもので 3 車軸以下のもの)	法第 3 条に規定する普通自動車で、専ら貨物を運搬する構造のもの(以下「普通貨物自動車」という。)のうち、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満のもので、車軸数の合計が 3 以下のもの(チ又はルに該当するものを除く。)をいう。
	ト 乗合型自動車 (乗車定員 11 人以上 29 人以下のもので車両総重量 8 トン未満のもの)	法第 3 条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの(乗車定員 10 人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。)のうち、乗車定員が 29 人以下のもので車両総重量 8 トン未満のものをいう。
チ けん引自動車(普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。)又は軽自動車等である連結車両	ニ又はホに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)とけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)で車軸数が 1 のものとの連結車両及びイ、ロ又はハに該当するけん引自動車と被けん引自動車との連結車両をいう。	
大 型 車 (Ⅰ)	リ 普通貨物自動車 (車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上のもので 3 車軸以下のもの及び車両総重量 20 トン以下のもので 4 車軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上かつ最大積載量 5 トン以上のもので、車軸数の合計が 3 以下のもの(ルに該当するものを除く。)及び車両の総重量、長さ等が車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号)第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定める限度以下で、車軸数の合計が 4 のものをいう。
	ヌ 乗合型自動車 (路線を定めて定期に運行するもの)	乗合型自動車で、乗車定員が 30 人以上のもの又は車両総重量 8 トン以上のもので、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 4 条の規定による免許を受けて、同法第 3 条第 2 号第 1 号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、当該免許に係る路線を定期に運行しているものをいう。
	ル けん引自動車と被けん引自動車との連結車両 (3 車軸のもの)	法第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車又は小型特殊自動車のうち、けん引自動車と、法第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車又は小型特殊自動車である、被けん引自動車又は法第 3 条に規定する大型特殊自動車である、ポール・トレーラとの連結車両で、車軸数の合計が 3 のもの(チに該当するものを除く。)をいう。
大 型 車 (Ⅱ)	ヲ 普通貨物自動車 (4 車軸以上のもの)	普通貨物自動車(車両総重量 8 トン以上かつ最大積載量 5 トン以上のもので、車軸数の合計が 4 以上のもの(リ又はヨに該当するものを除く。))をいう。
	ワ 大型特殊自動車	法第 3 条に規定する大型特殊自動車(ポール・トレーラ以外のものをいう。)
	カ 乗合型自動車 (路線を定めて定期に運行するもの以外のもの)	乗合型自動車(乗車定員が 30 人以上のもの又は車両総重量 8 トン以上のもの(ヌに該当するものを除く。))をいう。
	ヨ けん引自動車と被けん引自動車との連結車両 (4 車軸以上のもの)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両で、車軸数の合計が 4 以上のものをいう。
軽 車 等	タ 自 転 車	道路交通法(昭和 35 年法第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に掲げる自転車(以下「自転車」という。))をいう。
	レ 軽 車 両	法第 2 条第 4 項に規定する軽車両をいう。
	ソ 原動機付自転車	法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車(以下「原動機付自転車」という。))をいう。

正 誤

正 誤

平成22年2月19日付け和歌山県報第2135号和歌山県告示第
142号中

ページ	段	行目	誤	正
3	右	上から17	263の1	236の1